

○平成28年度からの入院時に係る食事代について

・医療機関を受診した際の、1カ月当たりの医療費自己負担限度額と入院時の1食当たりの食事代は下表のとおりとなっております。なお、平成28年4月からは所得区分が現役並み所得の方と一般の方は入院時の1食当たりの食事代が360円となります。

・低所得Ⅱとなる方は、世帯員全員の住民税が非課税となっている方です。

・低所得Ⅰとなる方は、世帯員全員が住民税非課税であり、世帯員全員の所得がすべて0円の方です。

（お問合せ先）

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017・721・3821



表2）医療費自己負担限度額 及び 食事療養標準負担額（入院時1食あたり食事代）

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		食事療養標準負担額
		外来 （個人単位/月）	外来＋入院 （世帯単位/月）	入院時の1食当たりの食事代
①現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1% ※1	<u>360円</u>
②一般	1割	12,000円	44,400円	
③低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	210円 （過去1年の入院日数が90日以下）
				160円 （過去1年の入院日数が91日以上）※2
④低所得Ⅰ			15,000円	100円

※1 過去1年間の世帯単位での高額療養費の支給該当が4回目以降は、44,400円となります。（多数該当）

※2 お住まいの市町村にて、長期入院該当申請が必要となります。

◆個別無料相談

先着順 200名

【参加費】

無料

【登壇者】

三遊亭大楽

（大間出身の落語家）

【開催日時】

平成28年4月17日（日）

13時30分～17時

【開催場所】

ねぶたの家ワ・ラッセ

一階「交流学习室3」（青森市安方1-1-1）

【定員】

先着順

※応募多数の場合などは、後日個別の事務所での無料相談対応になることもございます。

【相談員】

青森県司法書士会会員

